

※議事録確認前であり、構成員の発言部分については未定稿

第12回の議論のまとめ

(医師の研鑽と労働時間に関する考え方について)

第12回の議論のまとめ(医師の研鑽と労働時間に関する考え方①)

1. 事務局がお示した案に対するご意見

いただいたご意見の概要

- 考え方として「自由な意思」が入っていることを高く評価する。
- 上司が判断しやすくなる何らかの指標、具体例が必要ではないか。
- 上司に届け出て確認することが基本であり、ある程度イメージが固まれば、こなれていくのではないか。
- 医師の研鑽についても一般則と同様に上司の指示の有無で考えるというのは納得する。医師と上司の意見の食い違い等は、実務上の論点として詰めていけばいいのではないか。
- 上司による確認スキームは本当に今後こなれていくのか。規模が大きい病院だと、どのように確認するのか。実態を考慮すべき。
- 今の勤務先病院ならば運用できると感じた。
- 管理的要素を入れすぎると研鑽意欲を失うので、文言も含め注意を払ってほしい。
- 細かい管理が必要となり、現場が回らないのではないか。
- 医療機関側で労働管理の方針、手順、チェックリストを作り、労働基準監督署も参照するようなものがあれば管理者も管理しやすいのではないか。
- 上司の意識改革のため、わかりやすい説明を繰り返し行っていくことが必要。

➡ 今後の検討の方向性(案)

検討会での議論を踏まえて、文言を整理した上で、医師の研鑽と労働時間に関する考え方について通知の発出を行いたい。また、監督行政においては、対象事業所を集めた集団指導等も行っており、そのような場で、当該通知の考え方等をしっかり周知し、労働時間の管理の必要性も説明してまいりたい。

第12回の議論のまとめ(医師の研鑽と労働時間に関する考え方②)

2. 適正な運用を支援するための仕組みの必要性について

いただいたご意見の概要

- 運用について、3年間の記録保存により、事後的に検証する仕組みが必要。
- 労働基準監督署の指導の前に、上司の判断が適正にできるよう、支援する取組が必要ではないか。医療勤務環境改善支援センターの充実が現実的かもしれないが、医政局・労働基準局双方の予算で運営されている点について、財源を見直してほしい。
- 学会が各医療機関の労務管理の状況を確認するシステムとしてはどうか。救急医学会からそのような提案がなされている。
- 医師の管理者は管理だけやっているわけではなく大変な負担があるので、研鑽チェックソフトを開発するなどして支援すべき。
- これまで以上に上司と部下の関係性が深くなるので、人間関係への配慮が必要であり、意見が合わず困っている場合に支援する仕組みが必要。
- 上司・部下が話し合っ時間外の適正を判断するのは賛成だが、その話し合いの時間を作ることも難しいので、どう解決していくか。

➡ 今後の検討の方向性(案)

医師の研鑽と労働時間に関する考え方(案)の適正な運用や負担軽減のための仕組みについて、引き続きご議論いただくこととしたい。

第12回の議論のまとめ(医師の研鑽と労働時間に関する考え方③)

3. その他

いただいたご意見の概要

- 後期研修医の立場からは、勉強等をすべて制限されると後期研修を積むことは難しくなる。勉強のうちに労働となるものがあるということなので、必要な勉強等に配慮した上限時間の設定を行っていただきたい。後期研修医として必要な手技・技術を身につけられる時間がしっかり確保されているのかエビデンスで確認してほしい。
- 研鑽の間も健康管理できるような運用が必要。
- 大学では新しい技術等の開発そのものを行っているが、これはそもそも時間外労働規制の対象から除外されているということによいか。現在は36協定を結んでいない場合でも、これから36協定を結べば除外することは可能か。
⇒(事務局回答)いずれもそのとおりである。
※「新技術・新商品等の研究開発業務」については上限規制が除外されている。ただし、36協定上に規定すること、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置が必要。
- 研鑽を行う時間について、通常と異なる低い賃金を設定することが可能か検討してほしい。
- 出張扱いで旅費を支給する場合の取扱いはどうか。
⇒(事務局回答)業務命令で出張させる場合は労働に該当する。
- 交通関係や発電所、パイロットなど、24時間稼働していて設備が職場にしかなく、研鑽できない職業は医師以外にもあるのではないか。

今後の検討の方向性(案)

ご指摘を踏まえ、労働に当たる研鑽について、必要なものを抑制しないこと、健康管理を行うことについて、本日の議題2.の中で引き続きご議論いただくこととしたい。

賃金については、個別具体的な事情を踏まえ、労使で話し合っ決めていただくものである。都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターには社会保険労務士が配置され、賃金についても相談を受けることが可能となっているため、相談先としての医療勤務環境改善支援センターの周知を図ってまいりたい。